

議会議案第5号

奈良市議会委員会条例の一部改正について

奈良市議会委員会条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年8月19日提出

提出者

奈良市議会議員 森 田 一 成

賛成者

奈良市議会議員 横 井 雄 一

同 樋 口 清 二 郎

同 山 口 裕 司

同 柳 田 昌 孝

同 九 里 雄 二

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般選挙により新たな会派構成になったことに伴い、議会運営委員会の委員の定数を減員するため、所要の改正をしようとするものである。

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 議会運営委員会の委員の定数を10人から9人に改める。
3 制定改廃 の理由	一般選挙により新たな会派構成になったことに伴い、議会運営委員会の委員の定数を減員する。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	議会事務局 議事調査課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10</u>人とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9</u>人とする。</p> <p>3 略</p>